第４章　定款を変更する場合の手続き

１　定款変更の流れ

定款を変更する場合は、定款の定めに従って法人の最高議決機関である社員総会で議決しなければなりません。その後、所轄庁（福岡市）への届出又は認証申請を行い、変更した内容が登記事項の場合は、別途法務局で変更登記を行います。法務局での変更登記後には変更した登記事項証明書を所轄庁へ提出します。［法第 25 条、組合等登記令第３条］

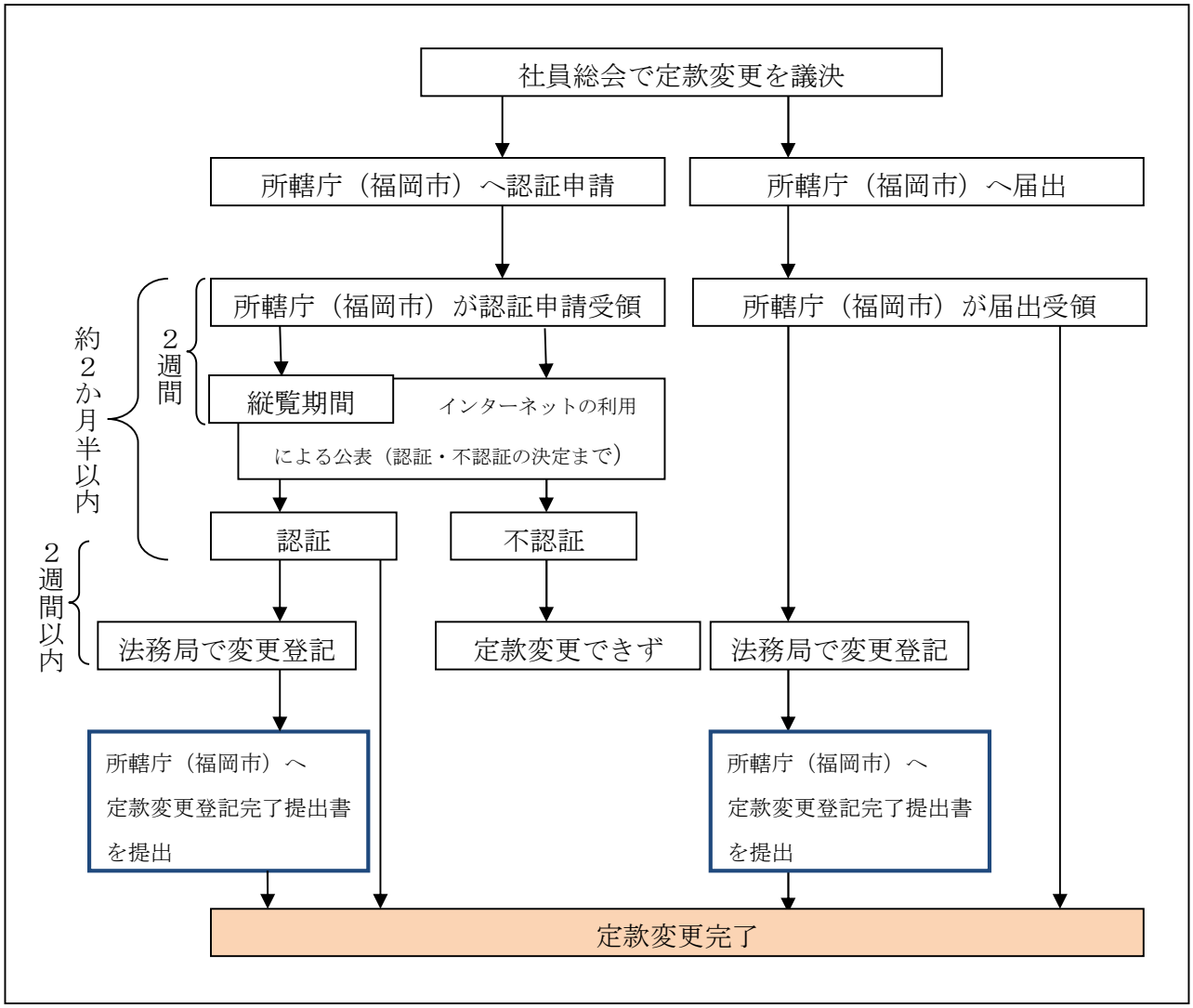

２　所轄庁への届出と認証申請

定款を変更する場合、変更する事項によって、所轄庁（福岡市）への届出のみでよい場合と、認証申請をしなければならない場合があります。

（１）届出のみでよい場合

【届出が必要な事項】
①事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
②役員の定数に関する事項
③資産に関する事項
④会計に関する事項
⑤事業年度
⑥解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）
⑦公告の方法
⑧法第 11 条第１項各号にない事項（職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項など）

（２）認証申請をしなければならない場合

下記の①～⑩に関する事項の変更は、所轄庁（福岡市）の認証を受けなければなりません。したがって、これらの事項を変更する場合は、誤字・脱字の修正も含め、すべて認証を受ける必要があります。

【認証申請が必要な事項】
①目的
②名称
③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
④主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
⑤社員の資格の得喪に関する事項
⑥役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
⑦会議に関する事項
⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
⑩定款の変更に関する事項

福岡市以外に事務所を設置・移転する場合は所轄庁が変更になります。この場合、変更後の所轄庁から定款変更の認証を受けなければなりません。（申請書類についても、変更後の所轄庁が指定する様式等で作成する必要があります。）定款の効力は、認証を受けた日から発生します。

変更後の定款は、どの時点で有効になるの？

「認証申請」と「届出」によって異なります。前者の場合は、所轄庁の認証を受けた時点で有効になり、後者の場合は社員総会で議決した時点で有効になります。

詳しくは、［Ｑ＆Ａ３］（99 ページ）をご覧ください。

３　定款変更届出

（１）手続きの流れ

次の①～⑧に掲げる事項のみの定款の変更をする場合、所轄庁（福岡市）へ届出をする必要があります。

【届出事項】

①事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）※

②役員の定数に関する事項

③資産に関する事項

④会計に関する事項

⑤事業年度

⑥解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）

⑦公告の方法

⑧法第 11 条第１項各号にない事項（職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項など）

※事務所の所在地を定款で「福岡市」と最小行政区画を規定している場合、福岡市内で事務所を移転する場合は、定款変更には当たりません。所轄庁へ移転した旨ご連絡ください。

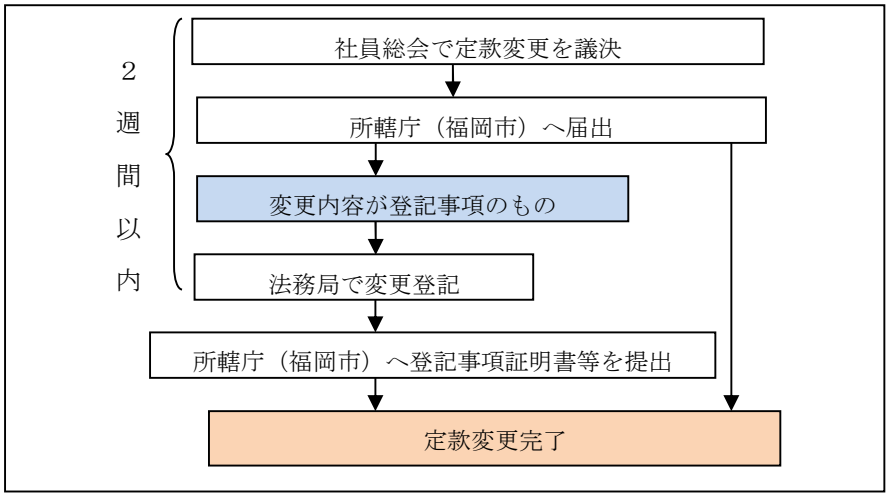

登記が完了していなくても、定款変更の議決を得た時点で変更後の定款が有効になります。

（２）届出に必要な書類

	提出書類	部数	参照ページ	備考
1	定款変更届出書（福岡市要綱様式第６号）	１部	５７	
2	定款変更を議決した社員総会の議事録コピー	１部	６１～６２	
3	変更後の定款	２部	―	
4	定款変更登記完了提出書（福岡市要綱様式第７号）	１部	７２	定款変更に伴い登記事項に変更が生じた場合のみ提出
5	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	１部	―	
6	上記５の登記事項証明書のコピー	１部	―	

様式第６号

提出日の所在地、すなわち、通常は「変更後の所在地」を記載します。

「定款を変更した日」ではなく、「提出日（郵送の場合は投函日）」を記載します。

記載例

○○年　○月　○日

（宛先）福岡市長

主たる事務所の所在地	福岡市△△区△△丁目△番△号
（フリガナ） 特定非営利活動法人の名称	フリガナ 特定非営利活動法人○○○○
代表者氏名	福岡　太郎
電話番号	○○○－○○○－○○○○

定款のとおりに正確に記載します。

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第２５条第６項の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

新旧条文等の対照表を記載。（定款の条文のとおり記載してください。）

１　変更の内容

現行	変更後
第２条　この法人は、事務所を福岡市○○区○○丁目○番○号に置く。	第２条　この法人は、事務所を福岡市△△区△△丁目△番△号に置く。

２　変更の理由

事業拡大に伴い、より利便性の良い場所に事務所を移転することとなったため。

３　変更年月日

○○年　○月　○日

注　意

「定款を変更した日」を記載します。総会において「本日付けで定款を変更する」と議決した場合は「総会日」を、「翌月１日付けで定款を変更する」と議決した場合は「翌月１日に対応する日」を記載します。

なお、この届出書は「実際に定款が変更になった後に」提出するものなので、後者の場合は「翌月１日以降に」提出することになります。

4　定款変更認証申請（所轄庁の変更を伴わない場合）

（1）手続きの流れ

次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更は、所轄庁の認証を受ける必要があり、所轄庁へ認証申請をする必要があります。

【認証申請が必要な事項】
①目的
②名称
③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
④主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
⑤社員の資格の得喪に関する事項
⑥役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
⑦会議に関する事項
⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
⑩定款の変更に関する事項

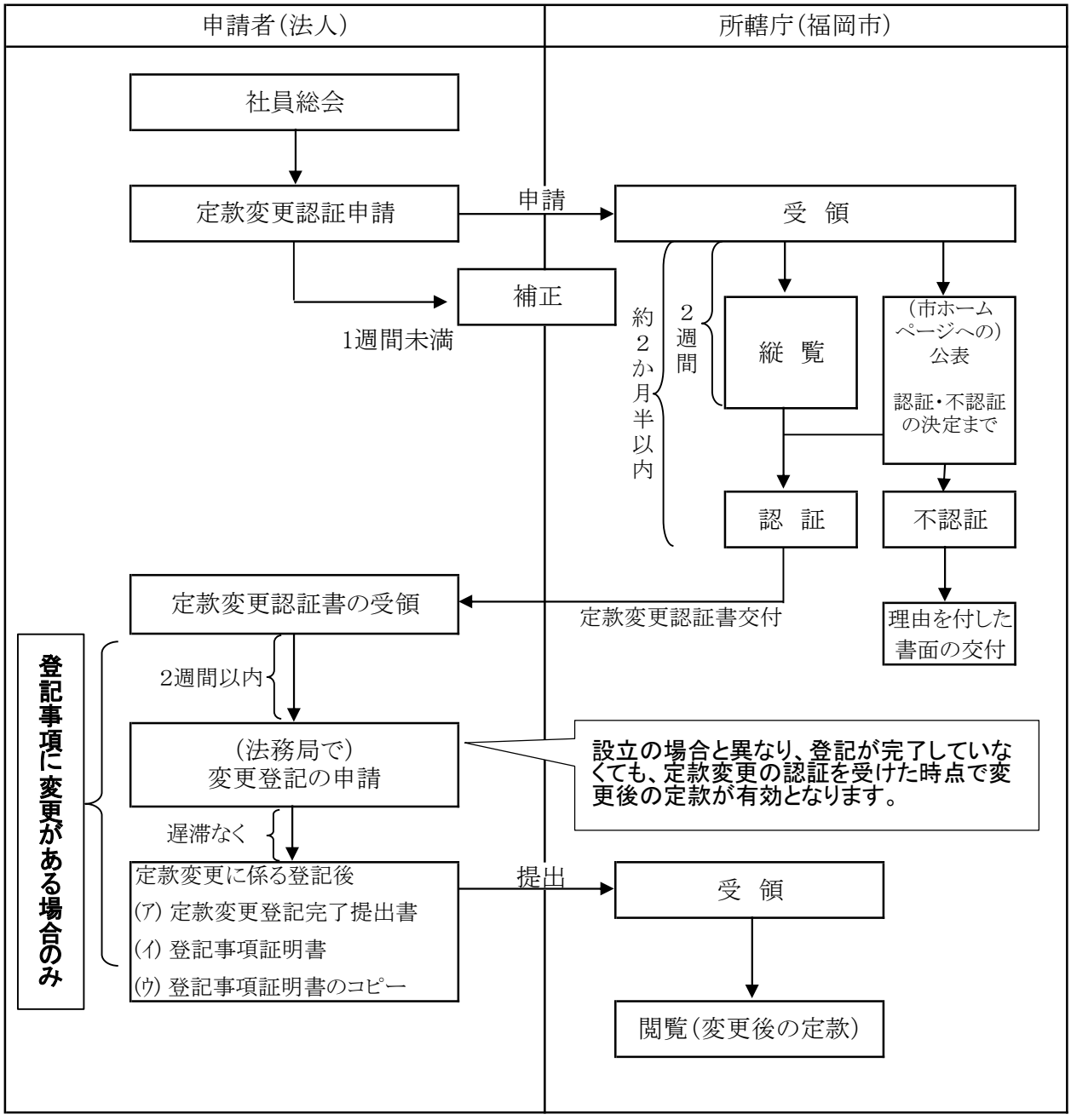

（2）申請に必要な書類

	提出書類	部数	参照ﾍﾟｰｼﾞ	備　　考
1	定款変更認証申請書 (福岡市要綱様式第5号)	1部	60	
2	社員総会の議事録のコピー	1部	61～62	
3	変更後の定款	2部	－	
4	定款変更の日※の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	各年度2部ずつ	63	「特定非営利活動の種類」（定款例第4条）又は「事業」（定款例第5条）を変更する場合のみ提出。
5	定款変更の日※の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	各年度2部ずつ	64	

※「定款変更の日」とは定款変更の認証が見込まれる日（申請から約2か月半以内）

（3）定款変更の認証後に提出する書類

	提出書類	部数	参照ﾍﾟｰｼﾞ	備　　考
1	定款変更登記完了提出書 (福岡市要綱様式第7号)	1部	72	定款変更に伴い登記事項に変更が生じた場合のみ提出。
2	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1部	－	
3	上記2の登記事項証明書のコピー ＊全ページをコピーします。	1部	－	

②の登記事項証明書については、法人が登記情報提供サービスに登録している場合、登記情報提供サービスより発行された照会番号と発行年月日の情報を提出することにより、添付を省略することができます。

記載例
（所轄庁の変更なし）

様式第５号

○○年　○月　○日

（宛先）福岡市長

定款のとおりに
正確に記載します。

主たる事務所の所在地　福岡市○○区○○丁目○番○号
（　フ　リ　ガ　ナ　）　フリガナ
特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人○○○○
代表者氏名　福岡　太郎
電話番号　○○○－○○○－○○○○

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第２５条第３項の規定により、変更の認証を受けたいので、申請します。

記

１　変更の内容

現行	変更後
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)（略） (2)その他の事業 ①（略） ２（略）	第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)（略） (2)その他の事業 ①（略） ②物品販売事業 ２（略）

２　変更の理由

法人運営や事業実施に必要な資金を確保するために、その他の事業として「物品販売事業」を追加する。また、円滑な法人運営を図るために、副理事長を３人に増員する。

３　変更年月日

「変更年月日」を特に定めていない場合は記載を省略して構いません。（その場合、「当該定款変更に係る福岡市長の認証のあった日」から変更後の定款が発効することになります。）

記載するケースとしては、例えば、定款変更の認証を受けても一定の時期まで定款変更の効力を留保しておきたい場合などが考えられます。なお、認証希望日を記載するものではありません。

コピーを提出し、原本は団体で保管してください。

記載例
（所轄庁の変更なし）

特定非営利活動法人〇〇〇〇臨時総会議事録

1　日　　時　〇〇年〇月〇日（〇曜日）午後〇時から〇時まで
2　場　　所　福岡市〇〇区〇〇丁目〇番〇号（〇〇会館第〇会議室）
3　出席者数　正会員（社員）総数 15 名のうち 13 名出席
（うち書面表決者２名、表決委任者１名、オンライン会議システムによる表決者１名）

「13－2－1＝10」
本人出席者は 10 人（うちオンラインによる出席者１名）ということになります。

あらかじめ書面で賛否を表明している者

あらかじめ委任状を提出している者

総会当日、オンライン会議システムで参加し表決した者

4　審議事項
第１号議案　定款変更に関する件
第２号議案　△年度及び〇年度の事業計画に関する件
第３号議案　△年度及び〇年度の活動予算に関する件

第２号議案及び第３号議案は、「特定非営利活動の種類」又は「事業」に関する定款変更を行う場合に議決が必要となります。（理事会の議決事項となっている場合を除く。）

5　議事の経過の概要及び議決の結果
(1) ◎◎◎◎氏より、本日の社員総会は定款に定める定足数を満たしており、有効に成立している旨を宣言した。
(2) 互選により、議長に△△△氏が選出された。

変更内容がわかるように、議事録に書き込むか、もしくは、議案書などの書類を添付してください。

(3) 第１号議案について
◎◎◎◎氏より、別紙のとおり定款を変更したい旨の提案があり、議長がこれを議場に諮ったところ、全会一致で原案どおり可決された。
なお、定款その他の申請書類に関する原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については、理事長に一任することで了承を得た。
(4) 第２号議案について
◎◎◎◎氏より、上記定款変更の認証申請を行うに当たり、△年度及び〇年度の事業計画を議決する必要がある旨の説明があり、議長がこれらの事業計画書案を議場に諮ったところ、全会一致で原案どおり可決された。
(5) 第３号議案について
◎◎◎◎氏より、上記定款変更の認証申請を行うに当たり、△年度及び〇年度の活動予算を議決する必要がある旨の説明があり、議長がこれらの活動予算書案を議場に諮ったところ、全会一致で原案どおり可決された。
6　議事録署名人の選任について
議長より、議事録署名人に××××氏、＊＊＊＊氏を選任したい旨の提案があり、これを議場に諮ったところ、全会一致で可決された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年　〇月　〇日

議事録署名人の署名方法（記名押印、署名押印、記名）については、各法人の定款の定めによります。

定款に議事録に関する規定を定めている場合は、必ず定款の内容を確認してください。

議　　長　△△△△
議事録署名人　××××
同　　＊＊＊＊

別紙

変更の内容

現行	変更後
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)（略） (2)その他の事業 ①（略） ２（略）	第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)（略） (2)その他の事業 ①（略） ②物品販売事業 ２（略）

記載例
（所轄庁の変更なし）

２事業年度分を提出する必要があります。

△△年度　事業計画書

△△年△月△日から○○年○月○日まで

特定非営利活動法人○○○○

1　事業実施の方針

・事業を実施するに当たって、どのような姿勢で取り組むのか、どの事業を重点的にやっていくのかといったことなどを記載します。
・「２　事業の実施に関する事項」と矛盾しないように注意しましょう。

「受益対象者の範囲」と「予定人数」の２つの要素を記載します。

（円）単位でも構いません。

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
①○○○に関する調査・研究事業	実施予定なし					
②○○○に関する情報提供事業	広報誌の発行。（約○○○部）	年○回	県内全域に配布	○人	一般市民 500人／回	123
	ホームページを作成し、×××などについて情報提供を行う。	通年	事務所	○人	一般市民 多数	100

定款例第５条の事業名を記載します。

事業内容は具体的に記載します。欄を広げ複数ページにしても構いません。

事業費の予算額は活動予算書の経常費用の事業費と一致します。

(2) その他の事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額（千円）
①広告掲載事業	予定なし				
②物品販売事業	バザーの開催	認証後年○回	事務所	○人	49

定款に「その他の事業」を定めていない場合は、削除します。

その他の事業を実施する場合は、一般的に
①支出見込額：特定非営利活動に係る事業≧その他の事業
②従事者の予定人数：特定非営利活動に係る事業≧その他の事業
などの条件を満たすことが必要となります。

記載例（その他の事業あり）

2事業年度分を提出する必要があります。

△△年度　活動予算書

△△年△月△日から○○年○月○日まで

特定非営利活動法人○○○○

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	150,000		150,000
賛助会員受取会費	15,000		15,000
2.受取寄附金			
受取寄附金	100,000		100,000
3.受取助成金等			
受取民間助成金	50,000		50,000
4.事業収益			
○○事業収益	50,000		50,000
物品販売事業収益		50,000	50,000
5.その他収益			
受取利息	100		100
雑収益	1,500		1,500
経常収益計	**366,600**	**50,000**	**(a) 416,600**
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
（1）人件費			
役員報酬	50,000		50,000
給料手当	150,000	40,000	190,000
法定福利費	5,000	4,000	9,000
人件費計	205,000	44,000	249,000
（2）その他経費			
会議費	3,000		3,000
旅費交通費	15,000	5,000	20,000
その他経費計	18,000	5,000	23,000
事業費計	**223,000**	**49,000**	**272,000**
2.管理費			
（1）人件費			
役員報酬	50,000		50,000
給料手当	50,000		50,000
法定福利費	10,000		10,000
人件費計	110,000	0	110,000
（2）その他経費			
旅費交通費	5,000		5,000
その他経費計	5,000	0	5,000
管理費計	**115,000**	**0**	**115,000**
経常費用計	**338,000**	**49,000**	**(b) 387,000**
当期経常増減額	**28,600**	**① 1,000**	**29,600**
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益	0		(a)-(b) 0
経常外収益計	**0**		**0**
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	**0**		**0**
経理区分振替額	1,000	△ 1,000	0
当期正味財産増減額	29,600	0	29,600
設立時正味財産額			50,000
次期繰越正味財産額			**79,600**

「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の事業収益を記載します。

人件費とその他経費に分け、支出の形態別に内訳を記載します。

人件費とその他経費に分け、支出の形態別に内訳を記載します。

①「その他の事業」で得た利益を「特定非営利活動に係る事業」に振替えます。

次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認します。

記載例

様式第２号

〇〇年　〇月　〇日

（宛先）福岡市長

申請者の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地
福岡市〇〇区〇〇丁目〇号〇番

（　フ　リ　ガ　ナ　）
特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人〇〇〇〇　フリガナ

申請者名又は代表者名　福岡　太郎

電話番号　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

補正する書類の種類を書きます。

補正書

〇〇年〇月〇日に申請した定款変更認証申請書に添付する定款について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第１０条第４項（同法第２５条第５項及び第３４条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにして記載します。

１　補正の内容

補正後	申請段階
第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 〇〇〇〇〇活動 (2) △△△△△活動 (3) □□□□□活動	第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)　〇〇〇〇〇活動 (3)　△△△△△活動 (4)　□□□□□活動

２　補正の理由

第４条第３号・第４号は、第２号・第３号の誤記のため。

申請書類の中に軽微な不備（内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白又は誤記又は脱字に係るもの）があった場合には、所轄庁が設立認証申請書を受領した日から１週間を経過するまでの間は、当該事項に係る補正ができます。

補正書には、補正後の書類を添付します。次の書類について補正を行う場合は、補正後の書類を各２部添付してください。

①定款［２部］②定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書［２部］③定款変更の日の属する事業年度又は翌事業年度の活動予算書［２部］

５　定款変更認証申請（所轄庁の変更を伴う場合）

（１）手続きの流れ

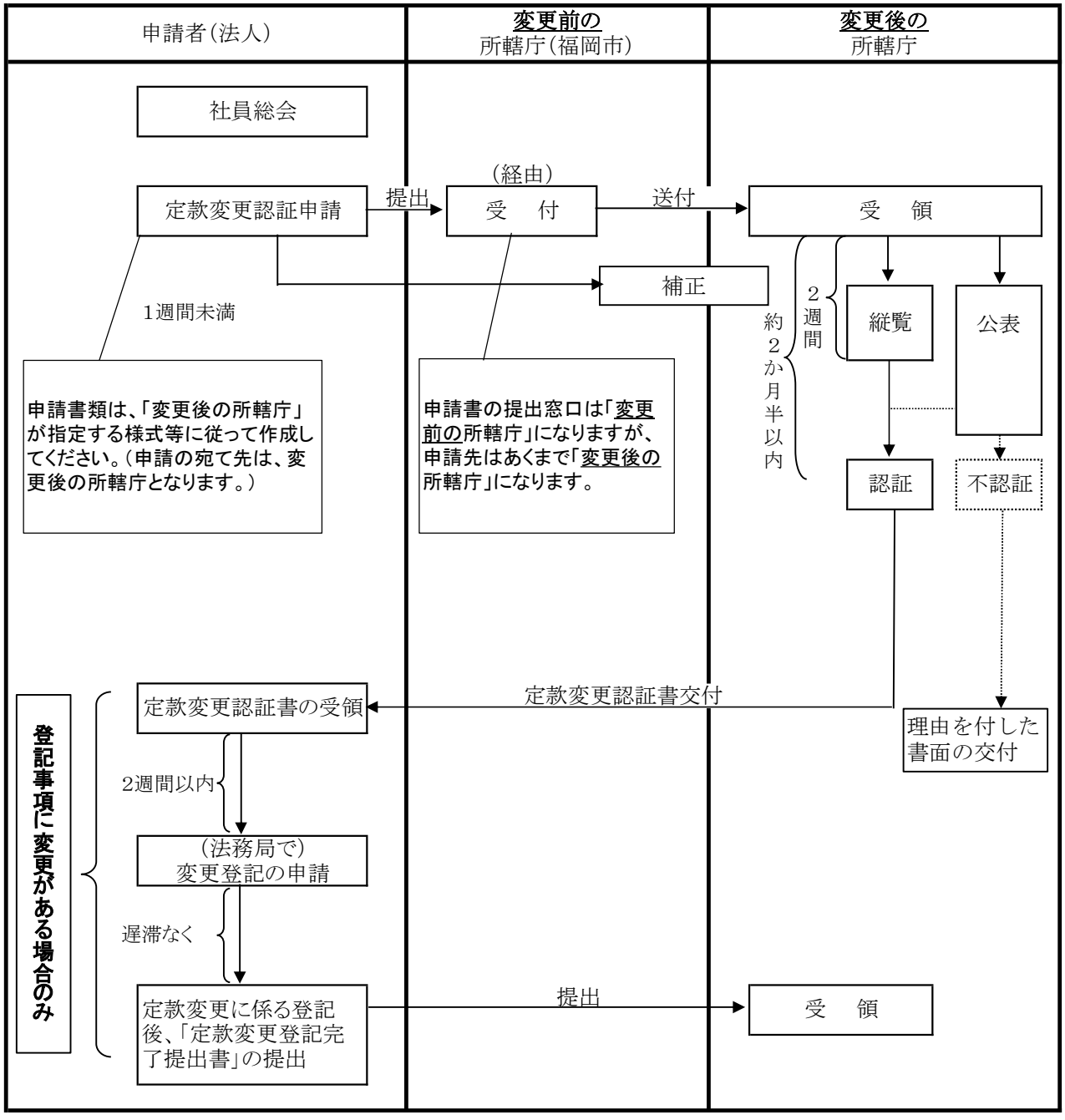

※変更後の所轄庁に適用される認証手続きによります。

変更後の所轄庁(移管先)が福岡市である場合の提出書類を記載しています。他の所轄庁に提出する場合(他の所轄庁に移管する場合)は、移管先の所轄庁で部数や様式等を確認してください。

（２）申請に必要な書類

	提出書類	部数	参照ﾍﾟｰｼﾞ	備　　考
1	定款変更認証申請書（変更後の所轄庁の様式）	１部	６８	
2	社員総会の議事録のコピー	１部	６９	
3	変更後の定款	２部	－	
4	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	２部	７０	
5	確認書	１部	７１	
6	前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿	各１部	１６～３２	設立後これらの書類が作成されるまでの間は、「設立の時の事業計画書、活動予算書、財産目録」
7	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	各年度２部ずつ	６３	「特定非営利活動の種類」（定款例第４条）又は「事業」（定款例第５条）を変更する場合のみ提出
8	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	各年度２部ずつ	６４	

（３）定款変更の認証後に提出する書類

	提出書類	部数	参照ﾍﾟｰｼﾞ	備　　考
1	定款変更登記完了提出書（福岡市要綱様式第７号）	１部	７２	
2	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	１部	－	
3	上記２の登記事項証明書のコピー ＊全ページコピーします。	１部	－	

記　載　例
（所籍庁の変更あり）

＊この様式は、他の所轄庁から福岡市に移管する場合の申請書様式です。（福岡市から他の所轄庁に移管する場合は、移管先の所轄庁が指定する様式等に従って作成してください。）

様式第５号

○○年　○月　○日

（宛先）福岡市長

定款のとおりに
正確に記載します。

主たる事務所の所在地　東京都○○区○○町○○番地
（フリガナ）
特定非営利活動法人の名称　フリガナ　特定非営利活動法人○○○○
代表者氏名　福岡　太郎
電話番号　○○○－○○○－○○○○

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第２５条第３項の規定により、変更の認証を受けたいので、申請します。

記

新旧条文等の対照表を記載。（条文を抜き出して記載してください。）

１　変更の内容

現行	変更後
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都○○区○○町○○番地に置く。 ２　この法人は、前項のほか、従たる事務所を福岡市○○区○○丁目○番○号に置く。	第２条　この法人は、主たる事務所を福岡市○○区○○丁目○番○号に置く。

２　変更の理由

東京都内で行っていた○○○事業からの撤退に伴い、都内に設置していた事務所を廃止するため。

３　変更年月日

「変更年月日」を特に定めていない場合は記載を省略して構いません。（その場合、「当該定款変更に係る福岡市長の認証のあった日」から変更後の定款が発効することになります。）

記載するケースとしては、例えば、定款変更の認証を受けても一定の時期まで定款変更の効力を留保しておきたい場合などが考えられます。なお、認証希望日を記載するものではありません。

コピーを提出し、原本は団体で保管してください。

記載例
（所轄庁の変更あり）

特定非営利活動法人〇〇〇〇臨時総会議事録

1　日　　時　〇〇年〇月〇日（〇曜日）午後〇時から〇時まで
2　場　　所　東京都〇〇区〇〇町〇〇番地
　　（〇〇会館第〇会議室）
3　出席者数　正会員（社員）総数 15 名のうち 13 名出席
　　（うち書面表決者２名、表決委任者１名、オンライン会議システムによる表決者１名）

「13－２－１＝10」
本人出席者は 10 人（うちオンラインによる出席者１人）ということになります。

あらかじめ書面で賛否を表明している者

あらかじめ委任状を提出している者

総会当日、オンライン会議システムで参加し評決した者

4　審議事項
　第１号議案　定款変更に関する件
　第２号議案　法第２条及び第 12 条に係る確認の件
5　議事の経過の概要及び議決の結果
(1) ◎◎◎◎氏より、本日の社員総会は定款に定める定足数を満たしており、有効に成立している旨を宣言した。
(2) 互選により、議長に△△△氏が選出された。
(3) 第１号議案について
　◎◎◎◎氏より、別紙のとおり定款を変更したい旨の提案があり、議長がこれを議場に諮ったところ、全会一致で原案どおり可決された。
　なお、定款その他の申請書類に関する原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については、理事長に一任することで了承を得た。

変更内容がわかるように、議事録に書き込むか若しくは議案書などの書類を添付してください。

(4) 第２号議案について
　特定非営利活動法人〇〇〇〇が特定非営利活動促進法第２条第２項第２号及び同法第 12 条第１項第３号に該当することについて、全会一致で確認された。
6　議事録署名人の選任について
　議長より、議事録署名人に××××氏、＊＊＊＊氏を選任したい旨の提案があり、これを議場に諮ったところ、全会一致で可決された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年　〇月　〇日

議事録署名人の署名方法（記名押印、署名押印、記名）については、各法人の定款の定めによります。

議　　長　△△△△
議事録署名人　××××
　同　　＊＊＊＊

定款に議事録に関する規定を定めている場合は、必ず定款の内容を確認してください。

記載例
（所轄庁の変更あり）

役　員　名　簿

理事の役職名を定めている場合は、それぞれの理事について役職名を記載します。

（特定非営利活動法人○○○○）

役職名	（フリ　ガナ） 氏　　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無
理事長	フクオカ　タロウ 福岡　太郎	福岡市東区○○一丁目○○番○号 ○○マンション 101 号	有
副理事長	ハカタ　ジロウ 博多　二郎	福岡市博多区△△二丁目△△番△号 △△ハイツ 201 号	無
理事	チュウオウ　サンタ 中央　三太	福岡市中央区□□三丁目□□番□号 □□コーポ	無
理事	ジョウナン　シロウ 城南　四郎	福岡市城南区××四丁目×番×号 メゾン××	無
監事	サワラ　イツコ 早良　五子	福岡市早良区＊＊五丁目＊番＊号 ＊＊パレス 505 号	無

理事、監事それぞれ住民票のとおりに記載してください。

理事、監事総数の３分の１までの方しか報酬を得られません。

記載例
（所轄庁の変更あり）

確　認　書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第２条第２項第２号及び同法第 12 条第１項第３号に該当することを、〇〇年〇月〇日に開催された臨時総会において確認しました。

〇〇年　〇月　〇日

臨時総会以降の日付を記載します。

主たる事務所の所在地　東京都〇〇区〇〇町〇〇番地
特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者氏名　福岡　太郎

※備考欄は記載を省略しても構いません。

（備考）

特定非営利活動促進法第２条第２項第２号の要件
イ　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
ロ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
ハ　特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第１２条第１項第３号の要件
暴力団でないこと
暴力団の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

様式第７号

○○年　○月　○日

（宛先）福岡市長

主たる事務所の所在地　福岡市○○区○○丁目○番○号

定款のとおりに
正確に記載します。

（　フ　リ　ガ　ナ　）　フリガナ

特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人○○○○

代表者氏名　福岡　太郎

電話番号　○○○－○○○－○○○○

定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第２５条第７項の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

６　定款附則について

定款は、一般に本文である「本則」と付随する事項である「附則」から構成されています。附則に規定する内容としては、定款の施行日（改正日）や定款変更に伴う経過措置などが考えられます。

この附則とは、定款を変更するたびに付記するもの、すなわち、新たに書き足していくものであり（下図１参照）、また、基本的に一度定めた附則の内容は変更（更新）していくものではありません。（下図２参照）

したがって、附則には定款変更の履歴が記載されていると考えることができるのですが、定款変更の履歴は必ず附則として定款に記載しなければならないというものではありません。定款に表紙や裏表紙を付けて、これに変更年月日や変更内容（概要）などを書き記していくことで履歴を管理する方法もあります。

［図１］

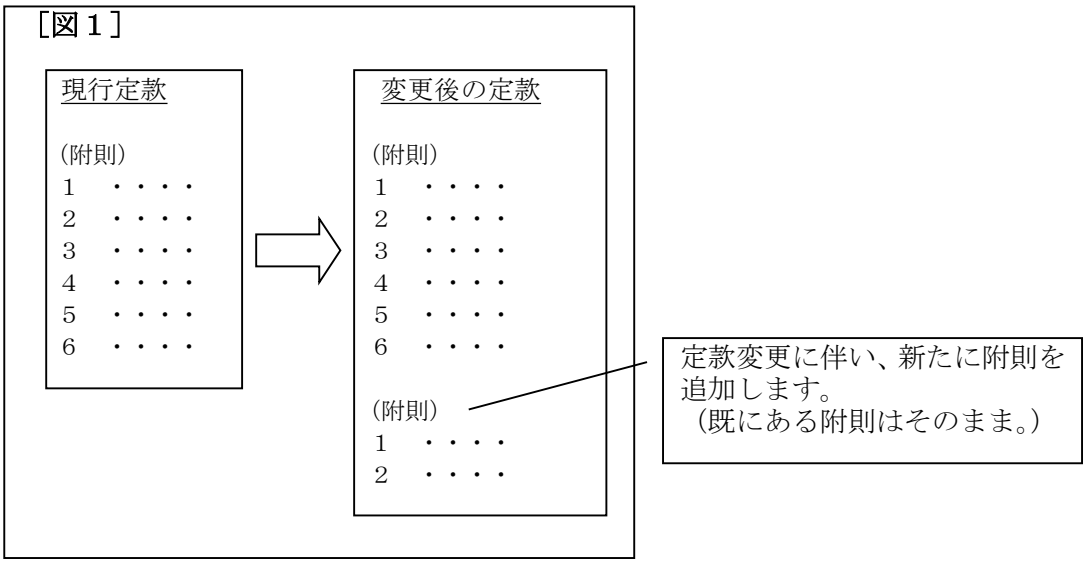

［図２］

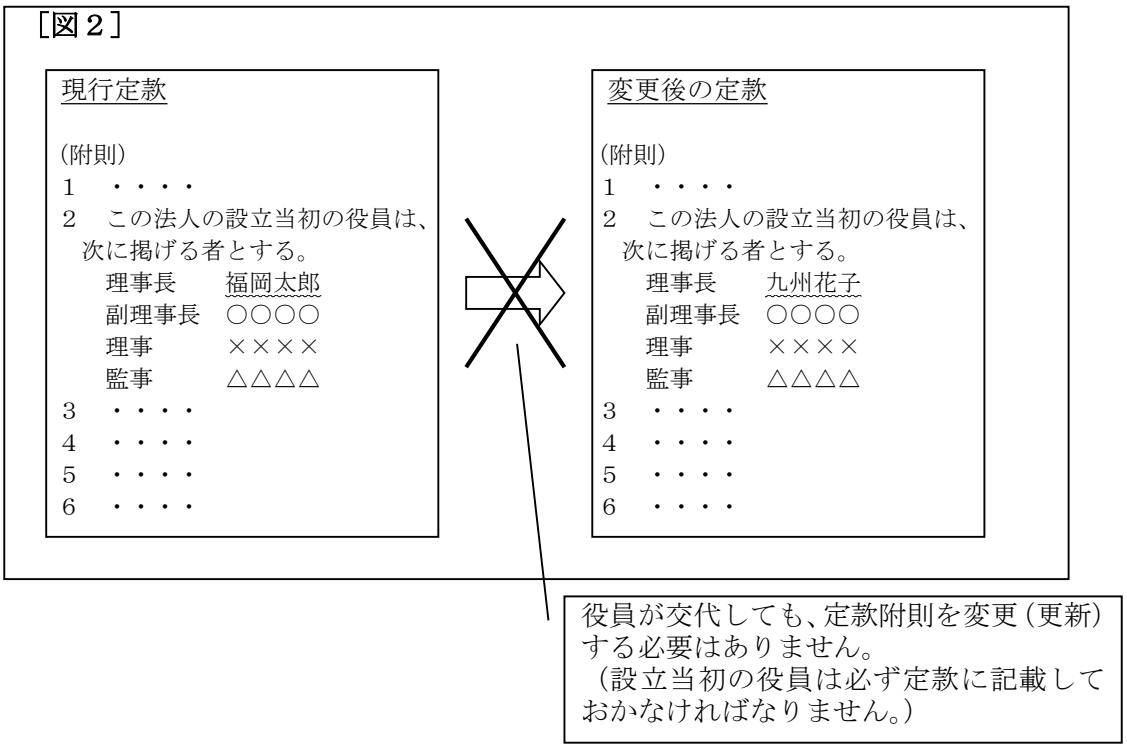

定款変更時の附則の記載例

＜認証と同時に施行する場合＞

附則
この定款は、福岡市長の認証を受けた日（〇〇年〇月〇日）から施行する。

＜一部の規定について施行日を遅らせる場合＞

附則
1　この定款は、福岡市長の認証を受けた日（〇〇年〇月〇日）から施行する。ただし、変更後の第〇条の規定は、〇〇年〇月〇日から施行する。

＜定款本則の事業年度に係る規定を変更する場合＞

附則
1　この定款は、〇〇年〇月〇日から施行する。
2　変更後の第 48 条の規定にかかわらず、変更日の属する事業年度は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

事業年度の変更は届出事項なので、総会で施行日を決めます。総会において「本日付けで定款を変更する」と議決した場合は「総会日」を、「翌月1日付けで定款を変更する」と議決した場合は「翌月 1 日に対応する日」を記載します。

役員や会費に変更があった場合、定款附則を変更しないといけないの？

変更する必要はありません。

詳しくは、［Q＆A５］（99 ページ）をご覧ください。